

社会福祉法人布施屋保育園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人布施屋保育園（以下「当法人」という）定款第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。
常勤、非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 報酬については、別表1に定める額を支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、常議員の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年6月2日より施行する。

別表1

評議員

	報酬の額
評議会への出席	年額20,000円

理事

	報酬の額
理事会への出席	年額20,000円

監事

	報酬の額
評議会、理事会、監事監査への出席	年額20,000円